

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成二十六年七月四日から同年十一月四日までに奈良県産業・雇用振興部産業政策課に到着するように提出してください。

平成二十六年七月四日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名称 ホームセンターコーナン大和郡山筒井町店
- 所在地 大和郡山市筒井町五三一―六
- 二 変更のあった事項

- 1 大規模小売店舗の名称
- （変更前）（仮称）ホームセンターコーナン大和郡山筒井町店
- （変更後）ホームセンターコーナン大和郡山筒井町店

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名
- （変更前）名称 コーナン商事株式会社
- 住所 堺市西区鳳東町四丁四〇一番地一
- 代表者 疋田 耕造
- （変更後）名称 三菱UFJリース株式会社
- 住所 東京都千代田区丸の内一丁目五番一号
- 代表者 白石 正

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

氏名又は名称	代表者の氏名	住所
1 未定		

7 コーナン商事株式 会社	6 株式会社セリア	5 株式会社マックハ ウス	4 株式会社エービー シー・マート	3 はるやま商事株式 会社	2 コーナン商事株式 会社	1 株式会社オークワ	氏名又は名称	代表者の氏名	住所
疋田 直太郎	河合 宏光	白土 孝	野口 実	治山 正史	疋田 直太郎	神吉 康成			和歌山県和歌山市中島一八五番地三
堺市西区鳳東町四丁四〇一番地一	岐阜県大垣市外渕二丁目三八番	東京都杉並区梅里一丁目七番七	東京都渋谷区道玄坂一丁目一二番一	岡山市北区表町一丁目二番三	堺市西区鳳東町四丁四〇一番地一				

(変更後)

3 1 7 未定	2 コーナン商事株式 会社	疋田 耕造	堺市西区鳳東町四丁四〇一番地一
-------------------	---------------------	-------	-----------------

三 変更年月日

平成二十一年九月二十六日

四 届出年月日

平成二十六年六月二十三日

五 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業政策課

六 縦覧期間

平成二十六年七月四日から同年十一月四日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する祝日を除きます。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで。ただし、平成二十六年七月四日から同年八月二十九日までの間にあつては、午前八時三十分から午後四時三十分まで